

伊丹市立南中学校 P T A 規約改正（案）

（改正前）

第 5 条 この会員となることのできる者は、次の通りである。

- (1) 伊丹市立南中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 伊丹市立南中学校の校長および教職員（ただし非常勤の者を除く）

（改正後）

第 5 条 この会員となることのできる者は、学校に在籍する生徒の保護者と教職員とする。

- (1) 保護者は本校に生徒が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって入会し、本校を退職した日又は離任した日に退会する。
- (2) 会員はすべて所定の会費を納めて、第 2 章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
- (3) 保護者については生徒が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の生徒が属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。
- (4) 加入退会は自由である。但し、個人的な事由により入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から 8 日以内に書面にて入会辞退届(任意形式)をこの会に提出し、承諾を得なければならない。退会を希望する場合は書面にて退会届(任意形式)をこの会に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもって P T A 事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返還しない。

*改正前の第 6 条は、改正後の第 5 条に記載

（改正後）新たに制定

第 6 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

（改正前）

第 7 条 この会の経費は、会費、寄付金および他の収入をもってあてる。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる

（改正後）

第 7 条 この会の経費は会費、寄付金および他の収入をもってあてる。

- (1) PTA 会費を生徒 1 人につき 220 円／月とする。
- (2) 当校とこの会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。
- (3) この会の月額会費を変更する場合は役員会で原案をつくり、総会で決定する。
- (4) 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、転入の場合は転入したときに第 7 条 1 項に規定する額の会費を徴収する。転出の場合は既納の会費は返還しない。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

- (1) 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で可不足が生じた場合、予算総額の範囲内において役員会の承認を経て費目の転用ができる。

- (2) この会は、予算に予備費を計上することにより過去に事例のない事柄に関し、役員会の承認を経て経費をあてることができる。

(改正後、新たに制定)

第 11 条 この会の当期の決算において、剰余金が生じた場合は次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替わりにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立するまで前年度予算に準じて収支をする。

(改正前)

第 11 条 この会の役員を次の通りとする。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
- (2) 副会長 若干名 (保護者)
- (3) 総務 若干名 (保護者および教職員若干名)
- (4) 理事 若干名 (保護者および教職員若干名)
- (5) 会計 若干名 (保護者および教職員若干名)

(改正後)

第 12 条 この会の役員を次の通りとする。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
 - (2) 副会長 2 名以上・若干名 (保護者)
 - (3) 総務 2 名以上・若干名 (保護者および教職員若干名)
 - (4) 会計 2 名以上・若干名 (保護者および教職員若干名)
 - (5) 理事 14 名以上 (保護者および教職員若干名)
- 細則 理事 14 名については第 21 条 2 項に定める者をあてる。

(改正前)

第 35 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は年度初めに開催する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、および会員の家庭数の 5 分の 1 以上の要求があった場合に開催する。

(改正後)

第 39 条 総会は定期総会ならびに臨時総会とする。

定期総会は年度はじめに開催する。

臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に開催する。

臨時総会に限り書面にて開催することができることとする。

(改正前)

第 37 条 総会は、会員の家庭数の 3 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き決議することができない。

第 38 条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

(改正後)

第 41 条 総会の定足数は会員の 3 分の 1 以上とし、議決は出席者の多数決による。

- (1) 出席がかなわない会員は総会前日までに書面にて議案に対して賛否の意思表示ができ議事採決できる。また委任状を提出することもできる。
- (2) 当期役員は議事採決に参加できない。
- (3) 議事採決が同数のときは、議長の決定によるものとする。

第 42 条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 出席会員数
- (3) 議事の経過の概要およびその結果

次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。

- ① 議長
- ② 総会に出席した会員の中から総会において議長が指名した 2 名以上の議事録署名人

以上が主に改正したものとなります。

ご審議の程よろしく申し上げます。